

リチウムイオン電池の 排出方法について

高知市では、月1回の「資源物・不燃ごみ」の日に収集しています。

**【注意】週2回の可燃ごみやプラスチック製容器包装の日
(水曜日)には、絶対に出さないようにしてください。**

※充電して使用する製品には、リチウムイオン電池などの小型充電式電池が内蔵されています。これらを可燃ごみとして出すと、ごみ収集車やごみ処理施設で発火事故が起きるおそれがあります。必ず「資源物・不燃ごみ」の日に、分別して排出をお願いします。

【製品の例】※膨張したものも回収します。

スマートフォン



ハンディファン 電気シェーバー



加熱式
たばこ本体



電動工具用
バッテリー



モバイル
バッテリー



「家電品」へ

「水銀を含むごみ」へ

①充電池が簡単に取り外せる場合は、

- ・本 体 ⇒ 「家電品」
- ・充電池 ⇒ 「水銀を含むごみ」

に分別して排出をお願いします。

②充電池の取り外しが難しい場合は、「家電品」として排出をお願いします。